

# 令和元年第11回さつま町農業委員会総会議事録（閲覧用）

1 開催日時 令和元年11月20日（水） 午前9時30分～

2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室

3 出席農業委員（10名）

1番	坂元勝志	2番	坂元兼一
3番	田畑和成	4番	豊増文夫
5番	深水美佐子	6番	南原奈美子
7番	赤崎敬一郎	8番	吉留義晃
9番	栗牧伸一	10番	池山準一

出席推進委員（21名）

11番	下市博彰	12番	甫立浩二	13番	野間菊昭
14番	山崎博文	15番	久保菌正昭	16番	柿園藤男
17番	帖佐達郎	18番	三腰修一	19番	竹井好博
		21番	濱田誠	22番	徳留伸一
23番	下屋敷正	24番	野元秀一	25番	栗野一三
26番	堀之内睦	27番	上屋敷守	28番	大迫勝哉
29番	竹之内重則	30番	熊田孝治	31番	松尾秀樹
				34番	坂元智一

職員（4名）

事務局長	岩下純一
農地係長	松山明浩
農地係主査	下大迫誠
農地係主査	福留章乃

4 欠席農業委員（0名）

5 会次第

- (1) 議案第1号 農地法第3条許可（農委）申請について（4件）
- (2) 議案第2号 農地法第4条申請について（1件）
- (3) 議案第3号 農地法第5条申請について（2件）
- (4) 議案第4号 農用地利用集積計画について（1件）
- (5) 議案第5号 非農地証明について（2件）
- (6) 議案第6号 令和元年荒廃農地現地調査による「非農地判断」について
- (7) その他

6 その他

事務局長	ただ今から令和元年第11回総会を開会いたします。 会長のあいさつをお願いします。
会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。本日の出席人員の報告をさせていただきます。 出席人員につきましては、全員が出席ですので、総会は成立しております。 また、推進委員25名中21名の出席をいただいています。以上で出席人員の報告を終わります。 それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。
議長(会長)	それでは審議を開始いたします。本日の議事録署名委員を指名します。 2番 坂元兼一委員、4番 豊増文夫委員をお願いいたします。  次に事務局より会務報告をお願いいたします。
事務局長	「会務報告の朗読及び説明」
議長	ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。  (なしの声あり)  意見が無いようですので、会務報告を終わります。  次に、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
事務局 (下大迫)	「議案第1号 農地法第3条許可申請について」朗読及び説明 農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
事務局	11-1番について説明をいたします。渡人の●●さんと受人の●●さんは兄妹でございまして、●●さんが今後耕作することができないことから今回、妹にあたられる●●さんに贈与されるものです。現地は境界等しっかりしており問題はないという報告を担当推進委員より受けております。
27番委員	11-2番について説明をいたします。受人である●●さんは薩摩川内市祁答院町黒木の出身で農地も黒木に所有されておられます。今後は、柏原で農業をされていく計画のようでした。●●さんが現在居住されている家の近くで畑(菜園)を求められたようです。境界、進入路等はしっかりしていたなら問題はありませんでした。以上です。
事務局	11-3番について説明をいたします。申請地であります田については、

以前より受人の●●さんが耕作されており、今回所有権移転について話し合われた結果、売買が成立し申請を出されたものです。これから先も渡人である●●さんは耕作はできないことから引き続き●●さんが耕作されるそうです。境界についてははっきりしており特に問題はないということで地区推進委員より報告をいただいております。

1 1 番委員 1 1－4 番について説明をいたします。受人の●●さんは渡人の●●さんの空き家を購入され神奈川県から帰ってこられました。この際に空き家に隣接する農地も取得されたいことから申請されるものです。この農地につきましては草刈りなど適正に管理されていました。また、境界や進入路についてもはっきりしており何ら問題はありませんでした。

事務局 1 1－2 番について補足説明をいたします。受人の●●さんの経営面積が空欄となっています。さつま町に農地を所有していないため空欄となっていますが、薩摩川内市の方に農地を4, 6 1 7 m<sup>2</sup>所有されておられます。これにより下限面積である3, 0 0 0 m<sup>2</sup>に達していると判断し議案といたしました。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問等はありませんか。

4 番委員 1 1－2 番の受人の経営面積につきましては、わかりました。もう一つ教えていただきたいことは受人は祁答院にお住まいということでしたが、住所がさつま町柏原となっていますがどういうことでしょうか。

2 7 番委員 受人の柏原さんは祁答院の出身でしたが、現在は渡人の●●さんの土地を求められ京塚原に家を建てられています。

4 番委員 わかりました。

議長 同じく1 1－2 番について教えてください。売買価格が2 8 0 万円と高額になっていますが場所的に良い所なののでしょうか。

2 7 番委員 渡人の●●さんは宅地並みで売られたと聞いています。それでないと売らないと言われたそうです。

議長 他にございませんか。

(なしの声あり)

意見が無いようですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第4条許可申請について」の11-1番についてを議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(松山)

議案第2号「農地法第4条許可申請について」の11-1番について説明

申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。

28番委員

11-1番について説明いたします。申請人は現在、神奈川県にお住まいで、弟さんにお話を伺いました。来年1月頃に紫尾に帰ってこられるそうです。申請地は38ページをご覧ください。申請地の隣に●●と記載されていますが、ここが実家であります。今回、隣の畑を分筆して家を建てたいとのことでありました。境界につきましては、新たに境界杭が立てられ弟さんも確認されています。排水につきましては、道路沿いに側溝がありこれに接続されるそうです。他には問題はありませんでした。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局  
(松山)  
議長

農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書(案)説明

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第2号「農地法第4条許可申請について」の11-1番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第4条許可申請について」の11-1番については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の11-1番についてを議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(松山)

議案第3号「農地法第5条許可申請について」の11-1番について説明

申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

議長 　ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。

17番委員 　11-1番について説明いたします。渡人と受人は親子であります。申請地は39ページを見てください。申請地の周りは●●さんの所有地であります。受人の●●さんは認定農業者で今後も経営を拡大したいと考えておられます。申請地には、機械などを入れる倉庫として活用される計画です。進入路、排水につきましても指摘するところはありませんでした。以上でございます。

議長 　次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局  
（松山）

農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書（案）説明

議長 　ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありませんか。

（なしの声あり）

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」の11-1番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の11-1番については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の11-2番を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
（松山）

議案第3号「農地法第5条許可申請について」の11-2番について説明

申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

議長 　ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。

15番委員 　11-2番について説明いたします。申請地は資料の40ページをご覧ください。先般、建設されました有限会社●●の籾保管倉庫の西側に位置しています。今回、渡人の●●さんから譲り受け受人である●●さんが太陽光発電施設を設置したいとのこととあります。申請地に隣接する有限会社●●の雑種地2筆と宅地の一部を会社から借り入れ申請地と一体的に利用することとしました。現地調査を行った際に、工事が事前着工されてパ

ネルが設置されていました。事務局から申請地の部分の工事につきましては、転用許可が下りるまでは工事をストップするよう指導がなされているところでございます。施設の雨水、排水につきましては自然流下とのことでありました。ご審議方をよろしくお願いいたします。

議長 次、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局 (松山) 農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書(案)説明

議長 ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありませんか。

7番委員 申請地に隣接しています、以前駐車場として転用許可した土地を1年以内に太陽光発電施設にした場合にすでに地目が雑種地であることから農地法上は問題はないと思われそうですが、税金とかのペナルティーはないのでしょうか。

議長 今回の質問に関連しまして、駐車場からすぐに太陽光発電施設とした場合に、始末書は提出されていますが、税金とかについて罰則とかないのでしょうか。

事務局 税については、詳しくありませんが、たしか固定資産税については、毎年1月1日現在の地目で課税されるものと聞いています。今回の件も来年1月1日時点で地目を判断され課税されると思われしますので、年内で動きがあっても税額には影響はないと思います。

8番委員 転用許可があった案件については、税務課に連絡されないのか？

事務局 税務課にはこちらから連絡はしていませんが、税務課の方から転用許可とか非農地証明とかの提出は求められます。税務課はそれを見ながら判断されていると思われそうです。

4番委員 この場所は、最初から太陽光発電施設を設置するという事で農地を取得されたのではありませんか。必要以上に買われた結果、ここで牛の飼料を栽培できなくなった方もおられます。農地を守れなかったということが非常に残念でありました。農地法上は何ら問題はないようですが、なんか腑に落ちないところもあります。

議長 この件につきましては、書類審査の時も議論をいたしました。法的に問題はなくても経緯が好ましくないように思いますので、今後、このようなことが無いよう十分な注意を日頃からお願いいたします。

事務局 補足いたします。有限会社●●が糶保管倉庫等を建設するため用地を求められましたが、その際に地権者の方からこの農地は売るけど併せて隣接する山林も買ってくれという申し出があった関係で必要以上に購入されたようです。そして、駐車場を計画していたところに太陽光発電施設を建設されるようですが、最初の5条申請の計画は嘘だったのではと尋ねたと

ころ、余地がたくさん出てきたので、太陽光発電施設の建設を山林で計画しようとしたのですが、日当たりが悪いため場所を変更しました。当初から計画していた駐車場を山林であったところに移動させましたという回答がありました。皆様が感じておられるように腑に落ちない思いはしております。

議長

他にございませんか。

(なしの声あり)

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」の11-2番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

賛成多数ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の11-2番について、許可することに決定いたします。

次に、議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局の議案の説明をお願いします。

事務局  
(福留)

議案第4号「農用地利用集積計画について朗読及び説明」  
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、許可要件を満たしていることから提案するものです。

議長

議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第4号「農用地利用集積計画について」は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積計画について」は、妥当とすることに決定いたします。

次に、議案第5号「非農地証明願いについて」を議題といたします。  
事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(松山)  
議長

「議案第5号 非農地証明について朗読及び説明」

ただ今の議案説明に関しまして、担当推進委員の方から現地調査の結果をお願いします。

25番委員

11-1番と11-2番について報告いたします。まず11-1番の申請地は41ページにありますとおり栗野集落から上下大迫集落に行く広域

農道沿いになります。申請地の周りはコサン竹に囲まれていて10年以上耕作されていないとのことでした。申請地内にも小さな竹が生い茂っていました。とても耕作を再開することは難しいと思われました。次に11-2番について説明します。場所は先ほどの申請地から道路を挟んだ反対側になります。作業路が入っており広域農道から100m程入った所になります。進入路は土砂が崩れておりとても機械が入るようなところでなく歩いて調査いたしました。現地は山林に囲まれており20年ほど耕作されていないとのこと木も生えている状態でとても耕作を再開できるような場所ではないと判断いたしました。以上です。よろしくお願いします。

議長

ただ今の、議案説明及び補足説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第5号「非農地証明願い」については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第5号「非農地証明願い」については、妥当とすることに決定いたします。

次に、議案第6号「令和元年荒廃農地現地調査による「非農地判断」について」を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局

(下大迫)

議案第6号「令和元年荒廃農地現地調査による「非農地判断」について」朗読及び説明

ただ今の議案説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

8番委員

今後のことではありますが、地目変更について法務局にすることになるようですが簡素化とかないのでしょうか。

事務局

この件につきましては、法務局と話し合いを続けていました。最近になって法務局から申請の手引きのような書類が送付されていますので、12月の総会時に詳しく説明いたします。

(なしの声あり)

議長

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第6号「令和元年荒廃農地現地調査による「非農地判断」について」は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、「令和元年荒廃農地現地調査による「非農地判断」に

ついて」は、妥当とすることに決定いたしました。

次に、(7)「その他」を議題といたします。委員の皆様より議案はありませんか。

(なしの声あり)

事務局は何かありますか。

無いようでありますので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。

次に、6のその他にはいります。その他で事務局より事務連絡はありませんか。

事務局

別紙資料について

- ・農地利用最適化推進施策に関する意見書の(案)について
- ・11月21日地域別農業委員研修会について(集合, 服装, テキスト)
- ・熊本県玉名地方協議会視察研修受入れ(11/25 13:30~)  
(会長, 代理, 下屋敷委員, 帖佐委員) 予定
- ・全国農業新聞の購読について(加入推進)
- ・農業者年金の加入実績について(情報提供)
- ・非農地証明の配布について(法務局との協議結果)
- ・令和元年度農業者年金合同地区別会議の参加依頼(12/19 5名)
- ・木質バイオマス発電所に係る地下水くみ上げについて
- ・総会日程(12月から3月)について
- ・新規就農者巡回訪問について

議長

ただ今の事務局からの説明について何かございませんか。

(なしの声あり)

それでは、以上をもちまして、令和元年第11回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。

事務局長

以上で総会を終了いたします。  
全員ご起立ください。一同礼、お疲れさまでした。

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する

会 長 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_